

議案第89号

磐田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市情報公開条例の一部を改正する条例

磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに磁気テープその他これに類するものから出力若しくは採録されたもの」を「電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に、「決裁又はこれに準ずる手続が終了し、」を「当該」に、「が管理」を「の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第5条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、「（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）」を削り、同条各号を削る。

第6条の見出し中「の請求方法」を「請求の手続」に改め、同条第1項中「により」を「による」に、「を請求」を「の請求（以下「公開請求」という。）を」に改め、同条第2項中「公文書の公開を」を「公開」に、「請求者」を「公開請求者」に改める。

第15条を削り、第19条を第27条とし、第16条から第18条までを8条ずつ繰り下げ、第14条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公文書の管理）

第23条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

第12条及び第13条を削る。

第11条第1項中「閲覧」を「公開請求」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の7条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、

適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに磐田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年磐田市条例第 号）第1条に規定する磐田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添付してしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(裁決)

第18条 第16条第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第50条第1項第1号の主文が審査会の答申書と異なる内容であるときは、同項第4号の理由には当該異なることとなった理由を付記しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(出資法人の情報公開)

第20条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第21条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第9条から第10条の2までを削る。

第8条第1項中「前条第1項」を「第11条第1項」に、「第10条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「第11条第4項」に改め、同条を第13条とする。

第7条第1項本文中「前条の」を「第6条第1項の」に改め、「決定」の次に「(以下「公開決定等」という。）」を加え、同項ただし書中「前条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第2項中「実施機関は、やむを得ない理由に

より前項」を「前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項」に、「期間内に同項の決定をすることができないときは、決定をすることができない理由が止むまで当該期間を」を「期間を30日以内に限り」に改め、同条第5項を削り、同条第4項中「第10条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の決定」を「公開決定等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公開請求があった場合において、直ちに公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、口頭で行うことができる。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

第7条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(第三者保護に関する手続)

第12条 公開請求に係る公文書に市、国等及び公開請求者以外の者（以下この条、第17条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければなら

い。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第6条の次に次の4条を加える。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次

に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが
予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必
要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）
第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11
年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び
職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公
開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定す
る独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法
（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地
方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員
及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に
係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名
並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第
3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機
関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において
「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作
成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条
第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別
符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立
行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む
個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の
生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である
と認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（公文書の部分公開等）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録され

ている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の磐田市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係るものについて適用し、施行日前に改正前の磐田市情報公開条例の規定により行われた公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

（磐田市歴史文書館条例の一部改正）

- 3 磐田市歴史文書館条例（平成19年磐田市条例第20号）の一部を次の

ように改正する。

第6条第2号中「第9条各号」を「第7条各号」に改める。

磐田市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに磁気テープその他これに類するものから出力若しくは採録されたものであって、<u>決裁又はこれに準ずる手続が終了し、実施機関が管理</u> _____しているものをいう。 _____</p> <p>(3) 略</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは_____、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>(3) <u>市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(4) <u>市内に存する学校に在学する者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に具体的利害関係を有すると実施機関が認めたもの</u></p> <p>(公文書の公開の請求方法)</p> <p>第6条 前条の規定により公文書の公開を請求 _____しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る公文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した請求書を提出しな</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該 _____ 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、<u>官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開 _____ を請求することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(公文書の公開請求の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る公文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した請求書を提出しな</p>

現行	改正案
<p>なければならない。</p> <p>2 実施機関は、請求書に不備があると認めるときは、<u>公文書の公開を請求したもの</u>（以下「<u>請求者</u>」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(追加)</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 実施機関は、請求書に不備があると認めるときは、<u>公開</u> _____ 請求したもの（以下「<u>公開請求者</u>」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p><u>(公文書の公開義務)</u></p> <p><u>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「<u>非公開情報</u>」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法令若しくは条例（以下「<u>法令等</u>」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報</u></p> <p><u>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p><u>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律</u></p>

現行	改正案
	<p><u>第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)</u>である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p><u>(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。))又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p><u>(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p><u>(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p><u>護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p> <p><u>(6) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>(7) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p><u>(公文書の部分公開等)</u></p> <p><u>第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につ</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(公文書の公開の決定等) 第7条 実施機関は、前条の _____ 請求があった日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするかどうかの決定 _____ をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により前項 _____ に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、決定をすることができない理由が止むまで当該期間を延長す</p>	<p>き公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。</p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>(公文書の公開の決定等)</p> <p>第11条 実施機関は、第6条第1項の請求があった日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、同条第2項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り _____ 延長す</p>

現行	改正案
<p>ることができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び決定をすることができる期日を請求者に、書面により通知しなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に、書面により通知しなければならない。</p> <hr/> <p>4 前項の場合において、実施機関は、請求に係る公文書の公開をしない旨の決定（第10条第1項の規定による公文書の公開の決定を含む。）をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該決定の日から起算して1年以内に当該公文書の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。</p> <p>5 実施機関は、第1項の決定をするに当たり、当該決定に係る公文書に市以外のものに関する情報が記録されている場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、当該市以外のものの意見を聴くことができる。</p> <p>(追加)</p>	<p>ることができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び決定をすることができる期日を請求者に、書面により通知しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>この項を適用する旨及びその理由</u></p> <p>(2) <u>残りの公文書について公開決定等を行う期限</u></p> <p>4 実施機関は、<u>公開決定等</u>をしたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に、書面により通知しなければならない。<u>ただし、公開請求があった場合において、直ちに公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、口頭で行うことができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、実施機関は、請求に係る公文書の公開をしない旨の決定（第8条第1項の規定による公文書の公開の決定を含む。）をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該決定の日から起算して1年以内に当該公文書の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(第三者保護に関する手続)</u></p> <p>第12条 <u>公開請求に係る公文書に市、国等及び公開請求者以外の者（以下こ</u></p>

現行	改正案
<p>(公文書の公開の方法)</p> <p><u>第8条</u> 実施機関は、<u>前条第1項</u>の規定により公文書の公開をする旨の決定（<u>第10条第1項</u>の規定による公文書の公開の決定を含む。）をしたときは、請求者に対し、速やかに、当該公文書の公開をしなければならない。</p> <p>2 前項の公文書の公開は、<u>前条第3項</u>の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他当該公文書の原本を公開しないことにつき相当</p>	<p>の条、<u>第17条</u>及び<u>第19条</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が<u>第7条第2号イ</u>又は<u>第4号</u>ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を<u>第9条</u>の規定により公開しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、<u>反対意見書を提出した第三者</u>に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(公文書の公開の方法)</p> <p><u>第13条</u> 実施機関は、<u>第11条第1項</u>の規定により公文書の公開をする旨の決定（<u>第8条第1項</u>の規定による公文書の公開の決定を含む。）をしたときは、請求者に対し、速やかに、当該公文書の公開をしなければならない。</p> <p>2 前項の公文書の公開は、<u>第11条第4項</u>の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他当該公文書の原本を公開しないことにつき相当</p>

現行	改正案
<p>の理由があるときは、当該公文書を複写したものの閲覧又はその写しの交付をもって公文書の公開とすることができる。</p> <p><u>(公開をしないことができる公文書)</u></p> <p><u>第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合は、当該公文書の公開をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公開することができないとされている情報</u></p> <p><u>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報</u></p> <p><u>イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報</u></p> <p><u>ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの</u></p> <p><u>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>イ 人の生活又は環境を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの</u></p> <p><u>(4) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保</u></p>	<p>の理由があるときは、当該公文書を複写したものの閲覧又はその写しの交付をもって公文書の公開とすることができる。</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p><u>護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</u></p> <p><u>(5) 実施機関（市長及び消防長を除く。）</u>、<u>市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」と総称する。）の会議に係る情報であって、公開することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの</u></p> <p><u>(6) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間の協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの</u></p> <p><u>(7) 市の機関又は国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの</u></p> <p><u>(8) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、検査、争訟、許可、試験、入札、交渉、渉外、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの</u></p> <p><u>（公文書の一部公開等）</u></p> <p><u>第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分（以下「非公開部分」という。）がある場合において、非公開部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、当該非公開部分を除いて、公文書の公開をするものとする。</u></p> <p><u>2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、公文書に記録されている情報が前条各号のいずれにも該当しなくなったときは、公文書の公開をするものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行	改正案
<p><u>(公文書の存否に関する情報)</u></p> <p><u>第10条の2 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。</u></p> <p><u>(手数料等)</u></p> <p><u>第11条 この条例の規定による公文書の閲覧_____に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>(不服申立てがあった場合の手続)</u></p> <p><u>第12条 実施機関は、第7条第1項の決定又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するとき又は不服申立ての全部を認容し、公開の決定をするときを除き、磐田市情報公開審査会に諮問して、当該不服申立てについての裁決をしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(情報公開審査会)</u></p> <p><u>第13条 前条の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、磐田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 審査会は、第1項の審議のため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(手数料等)</p> <p>第14条 この条例の規定による公文書の公開請求に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>き、又は必要な調査をすることができる。</p> <p>6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
(追加)	<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第15条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>
(追加)	<p>(審査請求があった場合の手続)</p> <p>第16条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに磐田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年磐田市条例第 号）第1条に規定する磐田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添付してしなければならない。</p>
(追加)	<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第17条 <u>前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p><u>（裁決）</u></p> <p>第18条 第16条第1項の規定により諮問をした実施機関は、<u>審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第50条第1項第1号の主文が審査会の答申書と異なる内容であるときは、同項第4号の理由には当該異なることとなった理由を付記しなければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</u></p> <p>第19条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>
(追加)	<p><u>（出資法人の情報公開）</u></p> <p>第20条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずる</p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>(公文書の任意的な公開)</p> <p>第15条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 第11条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。</p> <p>(追加)</p> <p>(公文書の目録の作成)</p> <p>第16条 略</p>	<p>よう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第21条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>(削除)</p> <p>(公文書の管理)</p> <p>第23条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。</p> <p>(公文書の目録の作成)</p> <p>第24条 略</p>

現行	改正案
<p>(実施状況の公表) 第17条 略</p> <p>(情報の提供) 第18条 略</p> <p>(委任) 第19条 略</p>	<p>(実施状況の公表) 第25条 略</p> <p>(情報の提供) 第26条 略</p> <p>(委任) 第27条 略</p>

磐田市歴史文書館条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正案
<p>（利用許可の制限）</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書等については、利用に供しないものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）<u>第9条各号</u>のいずれかに掲げる情報が記録されている公文書の全部又は一部</p> <p>（3）・（4） 略</p>	<p>（利用許可の制限）</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書等については、利用に供しないものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）<u>第7条各号</u>のいずれかに掲げる情報が記録されている公文書の全部又は一部</p> <p>（3）・（4） 略</p>